

○要求事項

- 1、賃銀を即時三割値上すること
 - 2、入坑賞與を一片に參拾錢支給すること
 - 3、片數二十片以上の者に五圓以上の賞與を支給すること
 - 4、荒四二圓以上の割合は五拾五錢の賞與を支給すること
 - 5、ボタ面は一例以上ならざること
 - 6、ボータスを最低五圓以上として今月中に支給すること
- 會社側は右要求に對し目下全般的に坑夫の増收を計勵し居るを以て歸報せられたし尙變多炭坑六名の解雇者に對する法定退職手當と借金二百二十圓の索引要求は前例となる爲拒絕した。所轄廠長署に在りては學識の擴大を應り極力斡旋に努めたる結果六月二十九日左記條件を以て解決せり。

○解決條件

- 1、商店側は解雇者六名に對し借金索引とする外
一 即時解雇手當十四日分支給
二 歸郷旅費支給
三 退職手當法による手當を支給
- 2、組合側は商店に對し左の誓約書を提出す
一 今回提出したる要求書を撤回し優遇問題に關しては最近
く實施せらるる方法を信賴す
二 本解決の内容は公私を問わず公表或は宣傳の具に供せざること
三 本年中貴商店に對し紛議を持たざること
四 解雇者は責任を以て運坑せしむること